

関係部局事務（部）長 殿

研究推進部長
人事部 長

卓越リサーチ・アシスタント制度に関する事務手続き
及びリサーチ・アシスタント制度の一部変更について

平成30年5月31日以降、本学の卓越リサーチ・アシスタントの委嘱については、東京大学卓越リサーチ・アシスタント実施要領（平成30年5月31日総長裁定）に則り、下記のとおり実施いただくこととなります。また、リサーチ・アシスタント制度においては、平成30年1月19日付け独立行政法人日本学術振興会人材育成事業部研究者養成課「平成30年4月1日付け施行 各制限の緩和について」及び各制度の現状を踏まえ、平成20年2月22日付け事務連絡「新リサーチ・アシスタント（RA）制度に関する事務手続きについて」の一部を下記のとおり変更いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

卓越リサーチ・アシスタント制度について

1. 対象者

大学院修士課程、博士課程及び専門職学位課程に在籍する者のうち、研究を担当する理事が別に定めるプログラム等を履修又は参画する者。

2. 委嘱手続き

(1) 公募

上記1の学生を対象として、適切な範囲において、公募その他の方法により候補者を募ることを原則とする。公募の対象範囲については、原資となる経費（プロジェクト）により、当該研究プロジェクトに有益な研究業務を行うことが期待できることを条件として、各プログラム等の実施組織、各部局等の判断により実施することができる。

(2) 採択

①採択にあたり、上記1の学生から提出された卓越リサーチ・アシスタント研究業務計画書（様式1）を基に各プログラム等の実施組織、各部局等に設置された評価委員会等にて、当該研究プロジェクトにとって有益な研究成果が期待できるか、大学院生に委嘱する研究業務として適正な規模か等の観点から審査し決定する。

②採択された学生に対しては、卓越リサーチ・アシスタント研究業務委嘱通知書（様式1-2）を交付する。

(3) 委嘱

委嘱開始日は、月の初日からとし、終了日は月の末日とする。また、委嘱期間は、当該会計年度を超えない範囲とする。

(4) 委嘱内容の変更

- ①委嘱期間中に当該学生からの申し出により委嘱期間を変更(委嘱の中止を含む。)する場合は、再度評価委員会等の審査を経た上で、卓越リサーチ・アシスタント研究業務変更通知書(様式3-1)又は卓越リサーチ・アシスタント研究業務中止通知書(様式3-2)を交付する。
- ②実施要領第8条に規定する不測の事態や当該学生の研究業務の進捗状況等に応じ、委嘱期間中であっても委嘱単価の変更や委嘱の中止を行うことができるが、その場合も評価委員会等の審査を経た上で行う。

(5) 委嘱内容の評価

委嘱期間終了後、当該学生から提出された卓越リサーチ・アシスタント研究業務終了報告書(様式2)について各プログラム等の実施組織、各部局等の評価委員会等において、研究業務の実施内容及び遂行経過の審査及び評価を行う。

※上記手続きのため、様式について各プログラム等の実施組織、各部局等の状況に応じ若干の変更、追加を行なうこと、研究計画や研究成果を適切に審査、評価するために提出書類に附属資料の添付を義務付けることについては、差し支えない。

3. 卓越リサーチ・アシスタント研究業務月額単価の取扱い

- (1) 卓越リサーチ・アシスタントの研究業務の月額単価は、委嘱する研究業務の難易度に応じ、1万円を単位として決定するものとする。

※月額単価の日割支給は行なわない。

- (2) 研究業務月額単価の支給については、当該委嘱月の翌月とする。なお、人事給与システムへの入力については、入力画面の職名コードの欄に「9030」を入力し、単価1の欄に決定した月額を直接入力する。

※詳細な入力方法は「短時間・委嘱等発令マニュアル」を参照。

4. 留意事項

- (1) 日本学術振興会特別研究員、国費留学生や民間等から返還義務のない相当額の奨学金を受給している学生についても、対象者とする。ただし、日本学術振興会特別研究員は特別研究員制度の支給制限(8.8万円/月)を超えて従事することはできない。

なお、各制度の支給制限を超えて委嘱することはできない。

- (2) 学生が遂行する研究業務については、当該学生の授業等に支障がないよう教育的配慮に努める。

- (3) 在留資格が「留学」である外国人留学生に対し卓越リサーチ・アシスタントを委嘱する場合は、資格外活動許可を受ける必要はない。

- (4) 研究業務単価の支給は、税法上、給与所得として課税されるので、毎月所得税を源泉徴収の上、支給することとなる。その際、1月から12月までの年収が103万円を超えると所得税が課税されるため、年末調整や確定申告を行う必要がある。なお、当該年収に応じては、次年度に住民税が課税される場合もある。

- (5) 学生が所得税法上の扶養に入っている場合は、当該学生の1月から12月までの年収が103万円を超える場合は扶養控除を受けられないこととなる。

- (6) 親の健康保険の被扶養者となっている学生は、学生の収入によっては親の被扶養者から外れる可能性があるため、注意願いたい。(例: 共済組合、政府管掌保険は年額130万円(月額108,333円)を超える収入がある場合は親の被扶養者から外れる。)また、外れた場合

は学生自身で国民健康保険に加入することが必要となる。

- (7) 授業料免除は、世帯の状況により家計基準の計算が異なるが、当該学生の収入額によっては、免除されない場合もある。また、日本学生支援機構奨学金の採用においても、収入基準額を超える場合には採用にならない。

【卓越リサーチ・アシスタント制度の主なポイント】

- ・ 目的：本学における独創性及び高度な専門性を要する研究プロジェクト等の業務遂行に、選ばれた特に優秀な大学院学生を参画させ、研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び学術領域を俯瞰する能力の育成
- ・ 対象：大学院修士課程、博士課程及び専門職学位課程に在籍する者のうち、研究を担当する理事が別に定めるプログラム等を履修又は参画する者
以下、別に定めるプログラム等
「卓越大学院プログラム」
「東京大学国際卓越大学院プログラム」
「光・量子飛躍フラッグシッププログラム (Q-LEAP)」
- ・ 報酬：月額単価 1万円～上限なし（評価委員会等で決定）
- ・ 日本学術振興会特別研究員、国費留学生や民間等から返還義務のない相当額の奨学金を受給している学生についても、対象者とする。ただし、日本学術振興会特別研究員は特別研究員制度の支給制限（8.8万円/月）を超えて従事することはできない。
なお、各制度の支給制限を超えて委嘱することはできない。

リサーチ・アシスタント制度の一部変更

【変更前】：日本学術振興会特別研究員、国費留学生や民間等から返還義務のない相当額の奨学金を受給している学生については、原則として対象者から除外する。

【変更後】：日本学術振興会特別研究員、国費留学生や民間等から返還義務のない相当額の奨学金を受給している学生についても、対象者とする。ただし、日本学術振興会特別研究員は特別研究員制度の支給制限（8.8万円/月）を超えて従事することはできない。
なお、各制度の支給制限を超えて委嘱することはできない。

【変更前】：在留資格が「留学」である外国人留学生に対しリサーチ・アシスタントを委嘱する場合は、資格外活動許可を受けた上で従事しなければならない。

【変更後】：在留資格が「留学」である外国人留学生に対しリサーチ・アシスタントを委嘱する場合は、資格外活動許可を受ける必要はない。